

後方支援班アクションカード【後方支援班長】

- 1 後方支援班長であることがわかるようにビブス（又は名札等）をつける。

- 2 班員への活動指示
 - ◇ 1 班員にアクションカードを渡して活動を指示する。
 - ◇ 2 アクションカードにない業務は、具体的に指示する。
 - ライフライン維持管理
ライフラインの点検・復旧、代替手段の確保
 - 物資・人員確保
県医療支部の活動に必要な事務用品等、人員の確保

- 3 職員配置の変更等
 - ◇ 1 班内で職員の配置を変更する場合は、計画情報部長の承認を得る。
 - ◇ 2 増員・減員が必要な場合は、部長に提案し、部内で配置案を協議する。
 - ◇ 3 部を超えて実施する場合は、副支部長の指示を仰ぐ。

後方支援班アクションカード【後方支援班の業務】

□1 ライフラインの維持管理

- ◇1 <ライフライン点検マニュアル>を使用し、電気、ガス、水道、浄化槽・トイレの各設備を点検し、復旧を試みる。
- ◇2 各点検結果を取りまとめ、後方支援班長に報告する。
- ◇3 ライフラインの復旧ができないときは代替手段を確保する。
 - 電気：停電等により電気設備が使用できないときは、自家発電機維持管理マニュアル、太陽光発電維持管理マニュアルにより電源を確保し、維持管理する。
 - ガス設備：必要な熱源等を確保する。
 - 水道設備：飲料水及び生活用水を確保する。
 - 浄化槽・トイレ：簡易トイレ等を確保する。
- ◇4 各設備への「使用不可」の掲示や、代替手段の周知等を行い、職員間で情報を共有する。

□2 物資の確保

- ◇1 県医療支部の活動継続に必要な物資を<事務機器・物資等確保マニュアル>により確保する。
 - 事務用品・備蓄物資等
 - パソコン・プリンタ
 - ガソリン・公用車
- ◇2 事務用品や燃料が不足する場合は、県災害対策支部に支援を要請する。
- ◇3 職員の生活用品（食料・飲料水・簡易トイレ・生活用水・寝具・衣類・冷暖房用品等）が不足する場合は、県災害対策支部又は県医療本部に支援を要請する。
- ◇4 市町村配付用の備蓄物資（食料・飲料水・毛布）は、県災害対策本部又は地域福祉政策課の指示により配付する。
※職員等が使用しないよう適切に保管・管理すること。

□3 人員の確保

- ◇1 県医療支部の活動継続に必要な交代人員を確保する。
- ◇2 人員が不足するときは、県災害対策支部に要請する。
- ◇3 外部支援チームの派遣を、県医療本部に要請する。
- ◇4 上記により人員を確保できないときは、地元のボランティアを確保する。
- ◇5 確保状況を支部内で情報共有する。

後方支援班アクションカード【ライフライン維持管理業務】

- 1 庁舎内外の危険箇所等の把握
安全確認リーダーから、【確認結果】の各用紙を受け取り、危険箇所等について引き継ぎを受ける。

- 2 ライフラインの点検・復旧
 - ◇ 1 <ライフライン点検マニュアル>を使用し、電気、ガス、水道、浄化槽・トイレの各設備を点検し、復旧を試みる。
 - ◇ 2 各点検結果を取りまとめ、後方支援班長に報告する。

- 3 ライフラインの代替確保
ライフラインの復旧ができないときは代替手段を確保する。
 - ◇ 1 電気
停電等により電気設備が使用できないときは、自家発電機維持管理マニュアル、太陽光発電維持管理マニュアルにより電源を確保し、維持管理する。
 - ◇ 2 ガス設備
必要な熱源等を確保する。
 - ◇ 3 水道設備
飲料水及び生活用水を確保する。
 - ◇ 4 浄化槽・トイレ
簡易トイレ等を確保する。

- 4 情報共有
 - ◇ 1 使用できない設備に「使用不可」の掲示を行い、代替手段について周知する。
 - ◇ 2 安全確認の際の【確認結果】の各用紙や、上記の点検・復旧・代替手段確保の内容を庁舎見取図に記入し、掲示して情報共有する。

後方支援班アクションカード 【活動に必要な物資・人員確保業務】

- 1 物資の確保
 - ◇ 1 県医療支部の活動継続に必要な物資を〈事務機器・物資等確保マニュアル〉により確保する。
 - 事務用品・備蓄物資等
 - パソコン・プリンタ
 - ガソリン・公用車
 - ◇ 2 事務用品や燃料が不足する場合は、県災害対策支部に支援を要請する。
 - ◇ 3 職員の生活用品（食料・飲料水・簡易トイレ・生活用水・寝具・衣類・冷暖房用品等）が不足する場合は、県災害対策支部又は県医療本部に支援を要請する。
 - ◇ 4 市町村配付用の備蓄物資（食料・飲料水・毛布）は、県災害対策本部又は地域福祉政策課の指示により配付する。
※職員等が使用しないよう適切に保管・管理すること。

- 2 人員の確保
 - ◇ 1 県医療支部の活動継続に必要な交代人員を確保する。
 - ◇ 2 人員が不足するときは、県災害対策支部に要請する。
 - ◇ 3 外部支援チームの派遣を、県医療本部に要請する。
 - ◇ 4 上記により人員を確保できないときは、地元のボランティアを確保する。

- 3 情報共有
 - 確保状況を支部内で情報共有する。